

吹田市工事の入札等に係る苦情処理手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、吹田市が発注する工事、業務委託、物品購入、製造の請負、修繕及び賃貸借（以下「工事等」という。）の入札及び契約の手続並びに吹田市指名停止措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に規定する指名停止等の措置について、透明性の向上及び公正な競争を確保するため、入札及び契約の手続並びに指名停止等の措置に関する苦情を適切に処理する手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領による苦情処理の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第1号から第3号までに該当する場合は、予定価格が250万円以上のものに限る。

- (1) 制限付一般競争入札により実施する工事等
- (2) 指名競争入札により実施する工事等
- (3) 随意契約により実施する工事等
- (4) 指名停止措置要領の規定による指名停止等の措置

(苦情の申立窓口)

第3条 この要領による苦情の申立窓口は、前条第1号から第3号までにおいては契約主管室課とし、第4号においては総務部契約検査室とする。

(入札等手続の執行)

第4条 苦情の申立て及び再苦情の申立ては、原則として入札手続等の執行を妨げない。

(苦情の申立てができる者等)

第5条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。

(1) 制限付一般競争入札

ア 当該入札と同一の工事種類（業種又は種目）で競争入札参加有資格者名簿に登載された者のうち、当該入札参加資格を有しないことに対して不服があるものは、市長に対し、当該入札参加資格の設定理由について説明を求めることができる。

イ 入札参加資格確認申請を行った者のうち、当該入札参加資格を有しないことの通知を受けた者で当該理由に対して不服があるものは、市長に対し、当該理由について説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札 当該入札と同一の工事種類（業種又は種目）で競争入札参加有資格者名簿に登載された者のうち、当該入札に指名されなかったことに対して不服があるものは、市長に対し、指名されなかった理由について説明を求めることができる。

(3) 随意契約 当該契約と同一の工事種類（業種又は種目）で競争入札参加有資格者名簿に登載された者のうち、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服が

あるものは、市長に対し、当該契約の相手方として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

- (4) 指名停止等 指名停止等の措置を受けた者のうち、当該措置に対して不服があるものは、市長に対し、当該措置を受けた理由について説明を求めることができる。

(苦情の申立ての方法)

第6条 苦情の申立ては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に苦情申立書(様式第1号)を提出することにより行わなければならない。

- (1) 制限付一般競争入札

ア 前条第1号アに該当する場合 公告日の翌日から起算して5日(吹田市の休日に関する条例(平成2年吹田市条例第24号)に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)

イ 前条第1号イに該当する場合 入札参加資格がないと通知した日の翌日から起算して5日(休日を除く。)

- (2) 指名競争入札 指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して10日(休日を除く。)

- (3) 随意契約 契約の相手方の公表(ホームページによる公表)を行った日の翌日から起算して10日(休日を除く。)

- (4) 指名停止等 指名停止等の措置の通知を受理した日の翌日から起算して10日(休日を除く。)

(苦情の申立てに対する回答)

第7条 市長は、苦情の申立てがあった場合は、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に当該申立てを行った者に対して、苦情申立回答書(様式第2号)により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理が困難な場合その他合理的かつ明確な理由があるときは、回答期限延長通知書(様式第3号)により通知し、回答期限を延長できるものとする。

(苦情の申立ての却下)

第8条 市長は、苦情の申立てが第5条及び第6条に規定する申立てに必要な条件を欠くと認めるときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、前条の規定による回答に代えて、その申立てを却下し、苦情申立却下通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第9条 市長は、申立者に回答を行ったときは、苦情申立書及び苦情申立回答書を、行政資料閲覧コーナーにおいて閲覧に供する方法により、速やかに公表するものとする。

(再苦情の申立て)

第10条 苦情申立回答書を受理した申立者であつて、当該回答書による説明に不服があるものは、市長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情の申立ては、市長から苦情申立回答書を受理した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、再苦情申立書（様式第5号）により行わなければならない。

（入札等監視委員会に対する諮問）

第11条 市長は、再苦情の申立てがあった場合は、当該申立について吹田市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）に諮問するものとする。

（再苦情の申立てに対する回答）

第12条 市長は、委員会からの答申を踏まえた上で、当該答申を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に再苦情申立回答書（様式第6号）により申立者に対し回答するものとする。

2 前項の場合において、申立てを認めないときは、理由を付して回答することとし、申立てを認めるときは、市長が行う措置の概要を付して回答するものとする。

（再苦情の申立ての却下）

第13条 市長は、第10条第2項に規定する再苦情の申立てに必要な条件を欠くと認めるときは、前条の規定による回答に代えて、再苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内にその申立てを却下し、再苦情申立却下通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（再苦情処理結果の公表）

第14条 市長は、申立者に回答を行ったときは、再苦情申立書及び再苦情申立回答書を、行政資料閲覧コーナーにおいて閲覧に供する方法により、速やかに公表するものとする。

（委任）

第15条 この要領に定めるもののほか、工事の入札等に係る苦情処理に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

苦情申立書

吹 田 市 長 宛

申立者

住 所

商号又は名称

氏 名

印

下記のとおり、苦情の申立てをします。

記

1 苦情の申立ての対象件名

2 苦情の申立ての内容及びその理由

様式第2号

第 号
年 月 日

苦情申立回答書

様

吹田市長



年 月 日付けで苦情申立てがあった件について、下記のとおり回答します。
なお、この回答に不服がある場合は、この回答書を受理した日の翌日から起算して
7日以内に、再苦情の申立てを行うことができます。

記

1 苦情の申立ての対象件名

2 苦情の申立てに対する回答及びその理由

様式第3号

第 号
年 月 日

回 答 期 限 延 長 通 知 書

様

吹田市長



年 月 日付けの苦情の申立てに対する回答期限を、下記のとおり延長します。

記

- 1 延長前の回答期限 年 月 日
- 2 延長後の回答期限 年 月 日
(延長日数 日間)
- 3 回答期限を延長する理由

様式第4号

第 号
年 月 日

苦 情 申 立 却 下 通 知 書

様

吹田市長



年 月 日付けで苦情の申立てがあった件については、これを却下します。

記

1 苦情の申立ての対象件名

2 苦情の申立てを却下する理由

様式第5号

第 号
年 月 日

再 苦 情 申 立 書

吹 田 市 長 宛

申立者

住 所

商号又は名称

氏 名



下記のとおり、再苦情の申立てをします。

記

1 再苦情の申立ての対象件名

2 再苦情の申立ての内容及びその理由

様式第 6 号

第 号
年 月 日

再 苦 情 申 立 回 答 書

様

吹田市長



年 月 日付けで再苦情の申立てがあった件について、下記のとおり
回答します。

記

- 1 再苦情の申立ての対象件名
- 2 再苦情の申立てに対する回答及びその理由
- 3 市が行う措置の概要（申立てを認めたとき）

様式第7号

第 号
年 月 日

再 苦 情 申 立 却 下 通 知 書

様

吹田市長



年 月 日付けで再苦情の申立てについては、これを却下します。

記

1 再苦情の申立ての対象件名

2 再苦情の申立てを却下する理由